

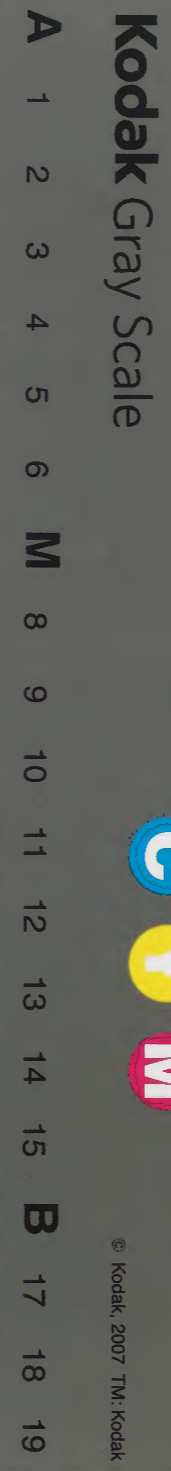
農務省
圖書
第一號
共三冊

太政官文庫
和書門
二五八
函架冊

內閣文庫
和書類
二五八
函架冊

內閣文庫	
番號	和 11568
冊數	32 (10)
函號	212 17

下



古今著聞集卷八
好色ノ部ニ紫雲臺
寺也云々
後抄の西の御本
袖もむげの居
ころをぬき
家の正をこの袴をき
たり云々
東おのりも
一又ぬいすのをも
あつらあり
扶桑略記に云々永
早トあり
東鑑卷十三佐々美
ノ水干トあり

政官
庫

正徳

後ハ四所有り。紐ハ丸組の結也きくと云々も紐のきも云々
糸の紐ハ元々の上云々付の後の紐ハ志重の後の其の中ハ
付の糸紐短く後紐長し大的の時ハ紙朽葉水色木の
水干今この年の紐よりん深べし紋ハ其の家の紋をぬひ物
しと云々と大的の云々見へん云々武家のハ紋を付。公家のハ紋
付れど今時蹴鞠の時水干と云々着す物ハ水干ハ何れに
赤垂ハ似る物也蹴鞠の水干ハ赤垂井家
水干ハ官服ハあは官位なきも着る物今昔物語卷十六伯
耆守経國ヲ盗人を殺しける物後ハ在廳の友人を誣のりて藏
をひつてをてんる年三十むらう此男のいのみき水干装

皇清印
國心

雜記五

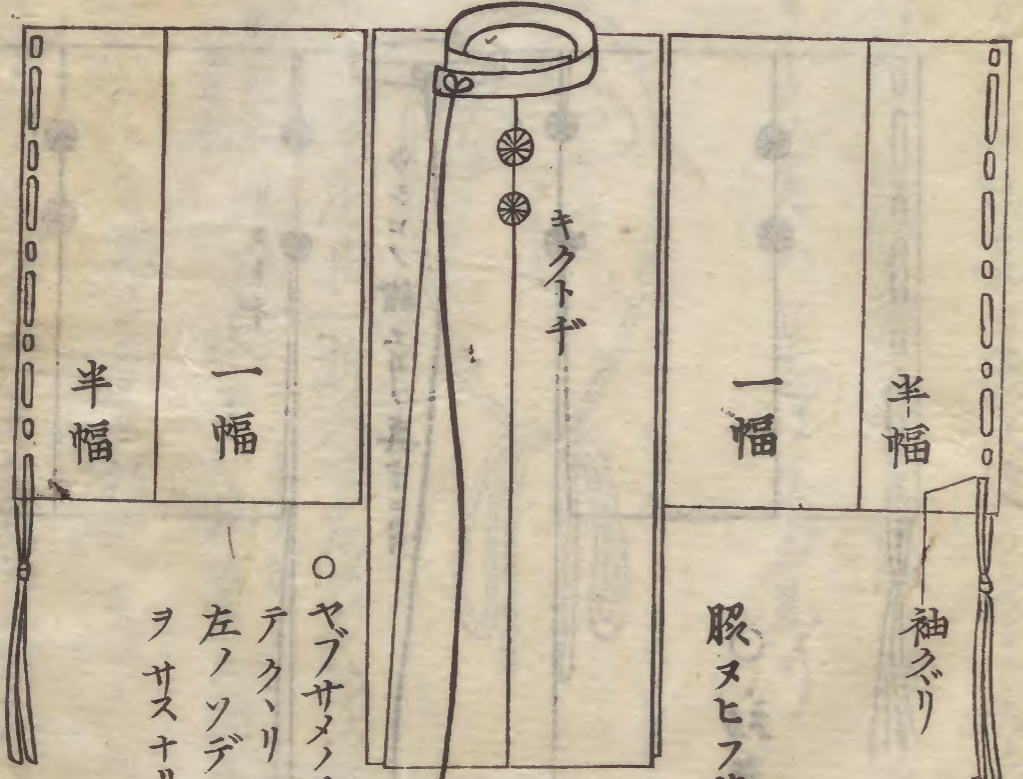
廿九

光天曰水干之事新
野間蒼野官定基命
云凡水干とて事ハ
甚しき腰流也也
愚業所々試み此服
ハ遊宴ノ服ハ得
この儀ハ水干の字水
涯の位有之也川
道邊から不用の
出来ぬと存せり

来しを引出し又卷三十二親観上人在俗の時賊を助て緋
布を得る物語は五十のうらあをりき男水干装束し
お出の太刀帯て郎等世人半具しと出あひんき衣の卅年の
男も五斗半の男もぬ也古ハ遊人だも五斗半をきりし況
やあハ程の平甚きを推し知るし水干ハ官服にあざりぬ
推も善しき那も

一西三条装束抄云水干紗も平緋とも又もハ白
をも何色もとも大納言の時やと内く着用し又陽の家
もハ大臣又茶途の後もぬ衣緋垂垂を善用之尤不審也

○水干前



袖スリ
○キクトナノ大サハ極リ
カ子ザシニテ一寸五六分
ハカリ也

服ヌヒフサガズ

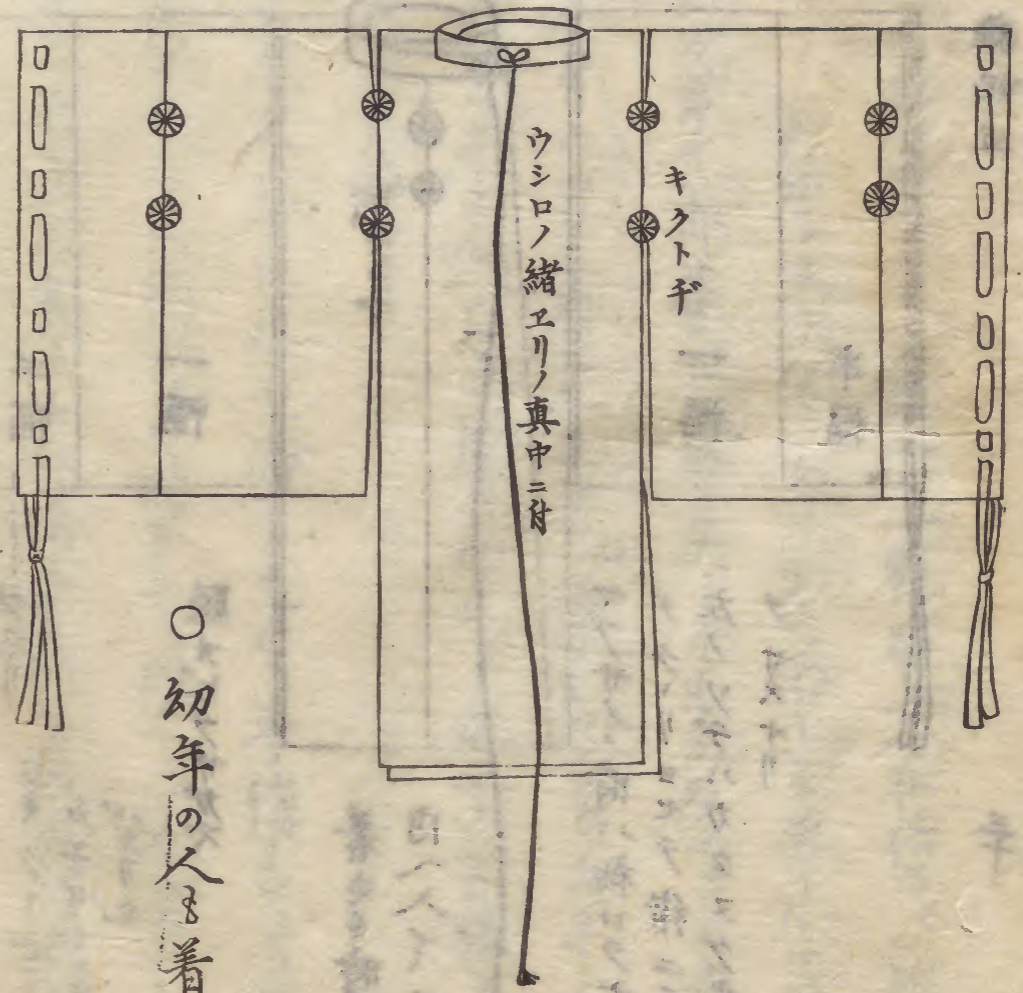
着る時きこハ袴の
内へ入て着る也

○ヤフサメノ時ハ袖口ヲ右ノ手クビニ
テク、リヨセテ緒ニテユヒラク也
左ノソデハカタヌグ也其上ニコテ
ヲサスナリ

雜記五

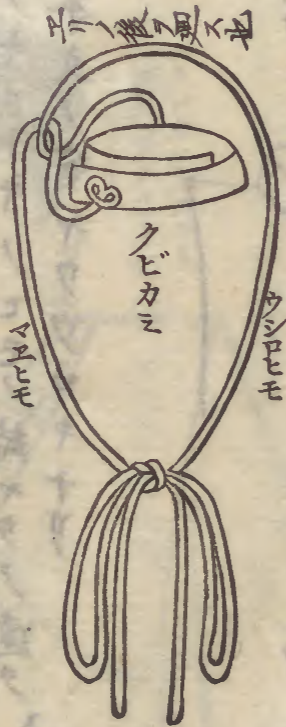
三

○水干後



○幼年の人も着る物也

一水干のひもの結拵糸の結と後の結とあるが、ひものひもはあつた
 緒ハ前引きぎの後結ハ裏の結を廻して左の肩の上より
 お引きぎひもより結がある

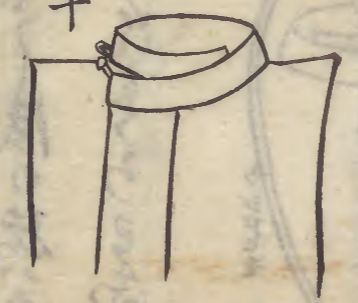


一又らびかこのかどを内折入してたりらびありて着るなりあり
 永綱抄高倉家の書也 上下水干ハ幽玄九間也上ハ前後の短
 きお他らびかこの内さすまよ折入て着るのゆゑよし着ゆをたり
 くらびと云也たりらびハ紐ありたりらびありハ志の紐を肩より

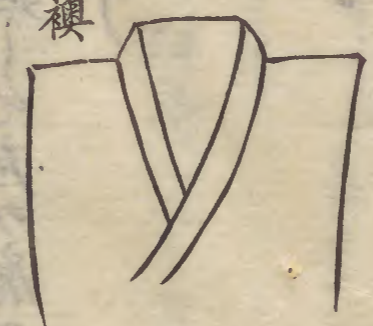
後、付んたの紐は、びくこの折伏するさまに付て左の袂より
 糸を引、前よりさきへてゆべり馬の糸を引、肘の紐を引、後
 より糸を引、ゆべり馬の糸を引、肘の紐を引、後
 タリクビナラバ云々ノ文ニテハタリクビノ時ヒモノ付ヤウ、替ルマ
 ニ聞ユレト本文ノ心ハクビカミノヒモヲ其終付直サズシテタリ
 クビニシテキルトキノヒモノ結ヤウノ違ヲ 尤も繪圖を著也
 云ナリ本文ノ書ヤウワロキナリ

光大曰盤領トハ盤
 ノ字ニケルトヨム領マ
 ロクメグルヲ云クビカミ
 三ノ略語クビカミナリ
 於領トハエリツチマ
 ロカラス方ナルニ也
 領ニケラズメ着タ
 レルニハタレクビノ轉
 語ニテタリクビト云
 ナルベシ領トハエリノ
 変也

○盤領
 方領
 狩衣水干
 等如此



○方領
 直垂素襖
 等如此



○水干たりびは着るる圖

左右ともよかくのどてらにびこのかどを
 内へ折入て着る事も有り



雑記五

世二

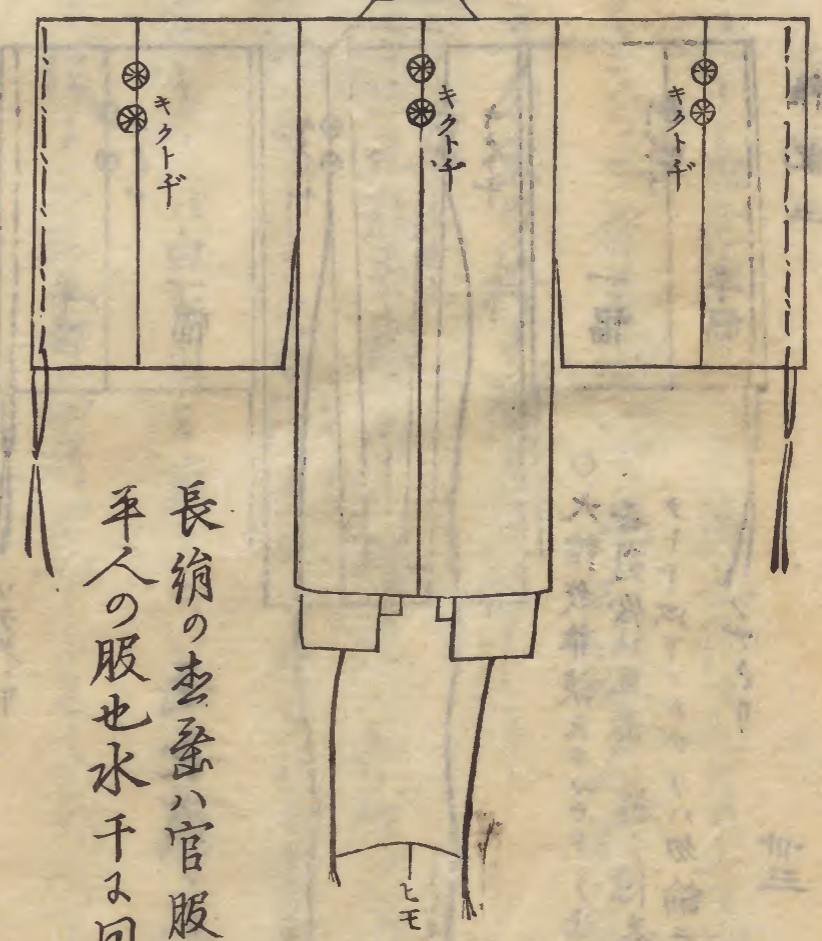
此ヒモハケビカミノ
 ウシロニ付タルヒモ
 ナリ
 古画は此右の肩の上より
 糸の引き一紐のまぢりありたるハ水干と心得

此ヒモハ領カミ
 ノカドニ付タル
 ナリ此所エ出ス
 ナリ左ノタテト
 ヨリ出ストハ此
 変ナリ

玉緒紐三條三糸三
 やうけんひくくは
 松子皮をぬきき元
 木の皮をききき
 しくこあむき
 五の皮をきき
 くれハミ

○西三糸装束抄三元
 服以前用之菊トガ
 トテ思キフサアリ地ハ
 スシニテモ紗ニテモ
 八白シ

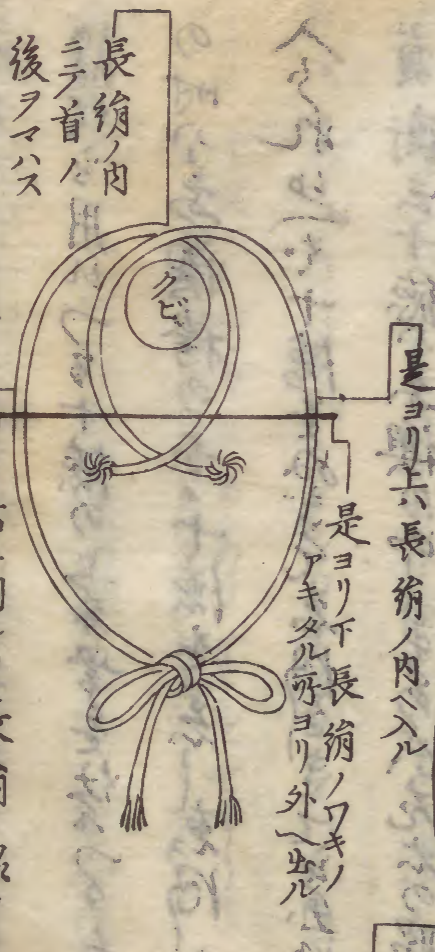
○長縮後



長縮の袷糸ハ官服ニアらず
 平人の服也水干ハ同一類也

一長縮の袴ハ前記とてとて並糸の袴は同一あひ引まを
 を二ツ付の袴は不及

○長縮紐結様



雜記五

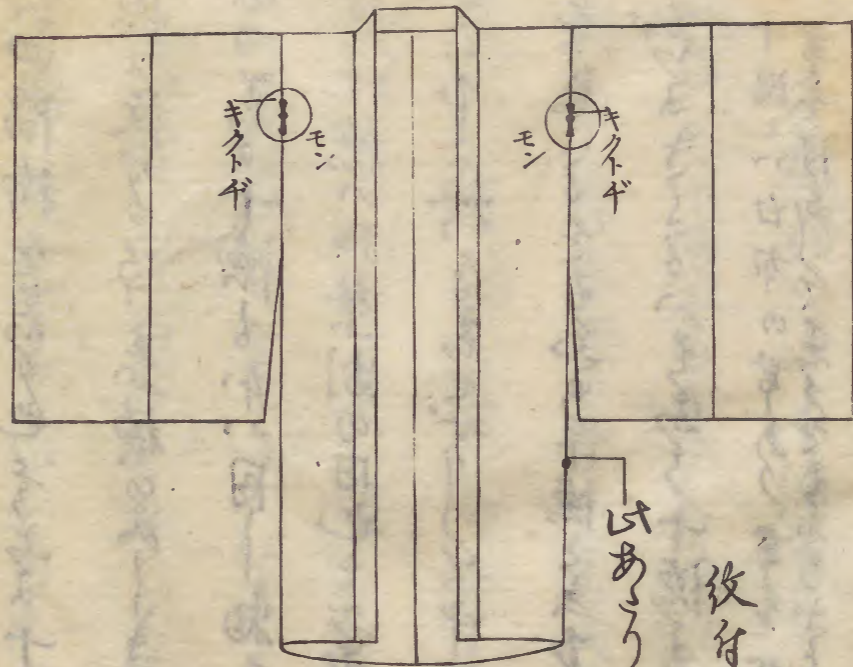
卅四

此の紐の結や左右の
 ひもを長縮のひも
 の内にて左右の紐を
 とりあがてて左の紐
 を引まハハハハハハ
 長縮の左側の紐より
 外へ引出して左側を
 とり合せてまはさか
 りしむまがかり

長縮ノ内
 ニテ首ノ
 後ヲマヌ
 是ヨリ上長縮ノ内ハル
 右ニ同シク長縮ノ服ヨリ外ハル
 是ヨリ上長縮ノ内ハル

小興のきく夫モエキの十徳又淺黄はヨモ千筋黒引を引くを意
し侍エホシ着るを袴ハ不意あり

○十徳前



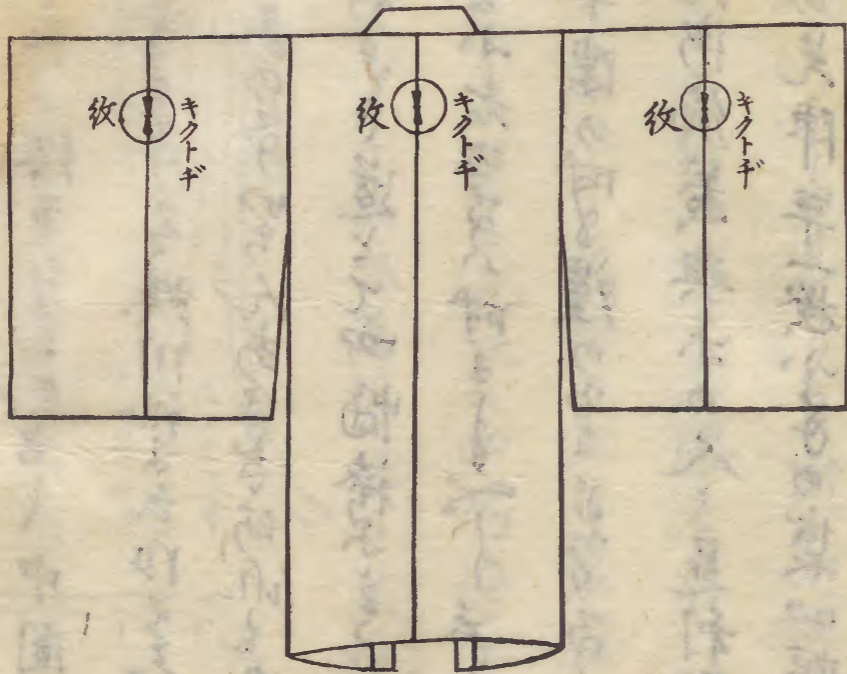
紋付けせざるあり

はあろうより下をぬひあそび也

侍の着るハ胸は紐あり

是をハ袴の外へ出さるる
白き帯をさる也

○十徳後

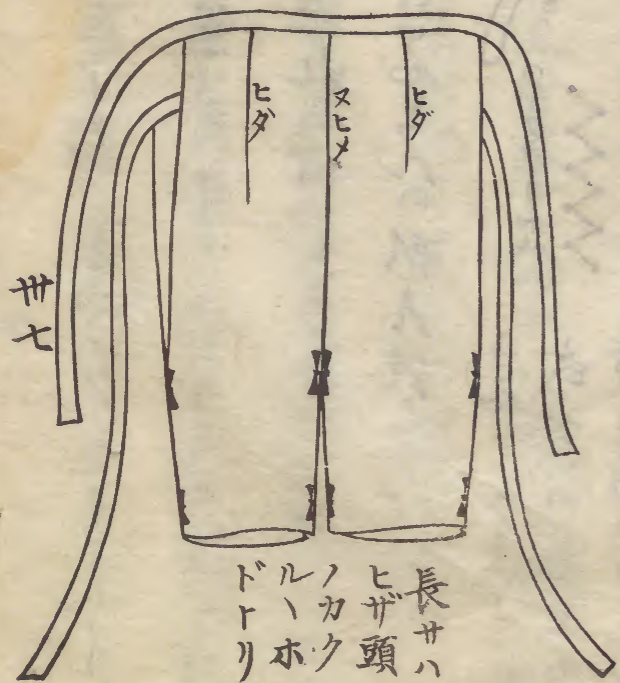
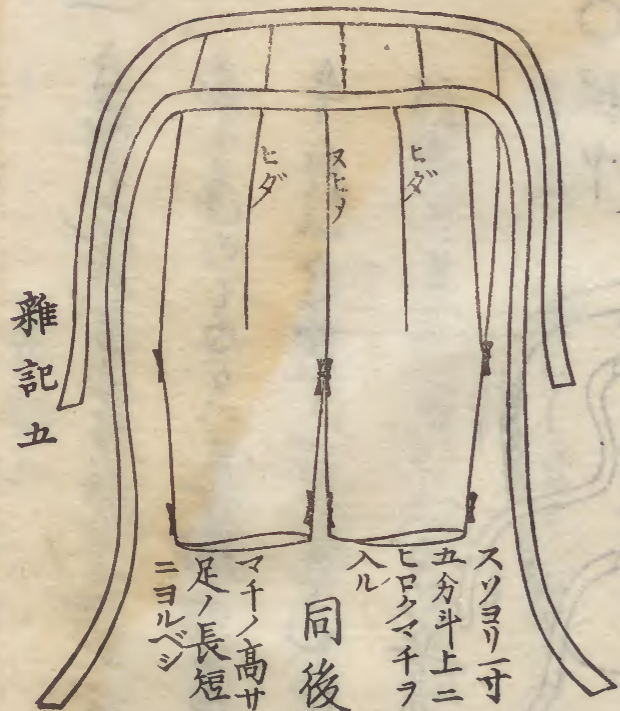


私刀記云公方様は兼宮
由出立之事由十徳由小
袴何れも色ハむらさき之
由紋相をさ付け仍由供
元出立之由同十徳由袴
十徳のたけハ帯より長し
十徳の上ハ帯をて腰あそ
びをて太刀をけきこうり
はを付るを掛せしむ
らあそび
引者のよりん

一四幅袴のより貞衡云四幅袴ハ前二幅後二幅あり右四幅袴

と云長ヤ膝^{ヒガカミラ}迄也まををかせむと草より二あり菊

四幅袴前



雑記五

廿七

皆赤のりし由見しう貞衡云四幅袴着るは先後腰を當
て前を結て次は前腰をあて紐を後(廻)又前(廻)を
前を結て前腰の紐を後腰の外(う)けし廻を(廻)の袴
の总括といひ移る也云く四幅袴今ハ世は用ざる相ある所
ある人少し法云苗用抄ハ假格袴といハ四幅袴のりし

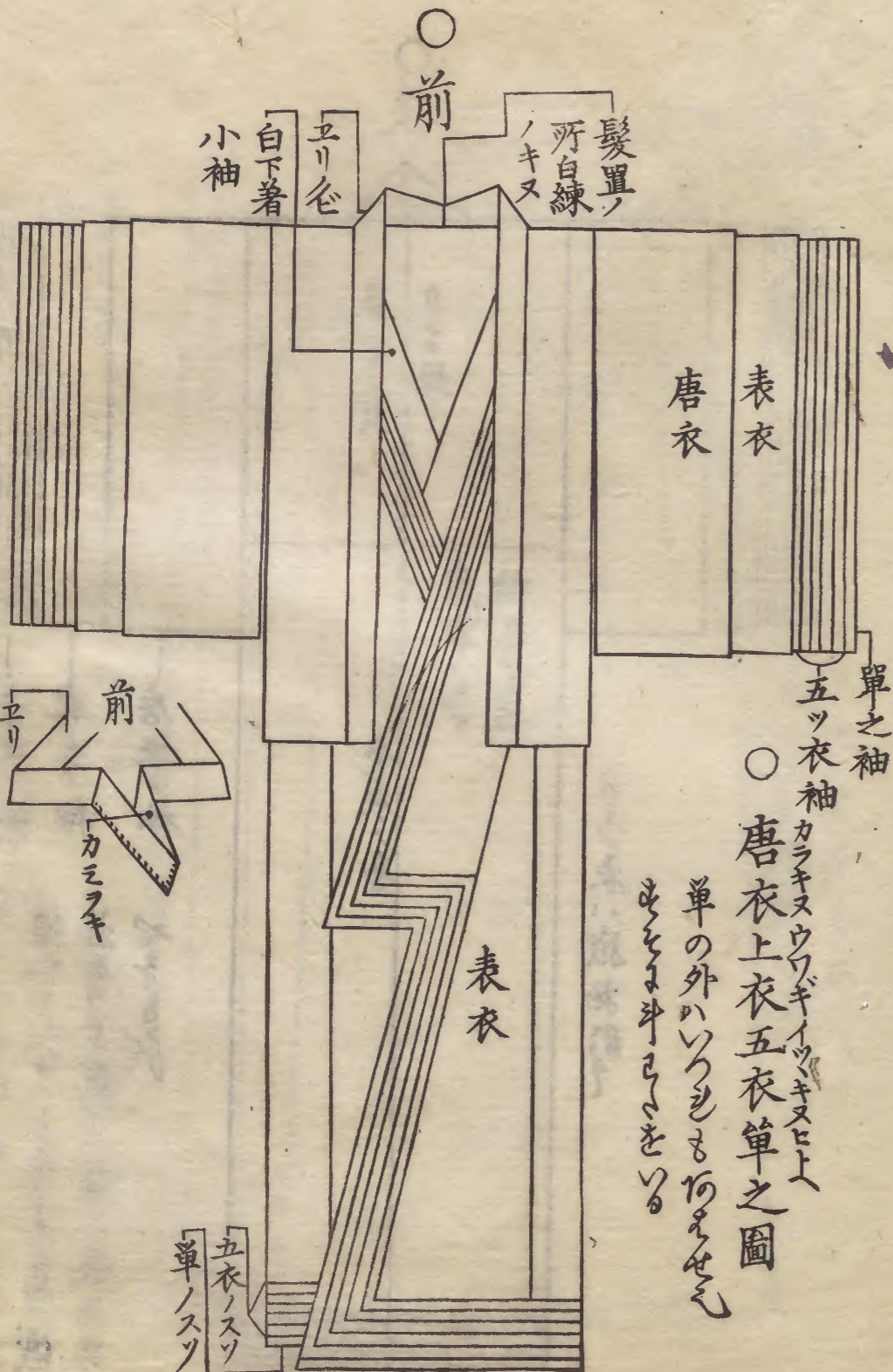
とぞ何う草ハ志やぶ草又志草也袴の色ハ不定濃ハ掛杯
より紋を付くもより後腰ハあり
脇板の
前腰ハあり
一ツあり紐を付く也云く中間少志のりし志のりしあり
侍もきりりも蜻川記ハ云ハ志のりしありハ四幅袴あり志
ハ時志のりしありハ志のりしありハ志のりしありハ志のりしあり
云志のりし道として四幅袴ふもきりりもきりりもきりりも
中乃小志のりしハ時志のりし云く右侍の志のりしハ志のりし云
又軍陣の時も謹のりしハ志のりしハ志のりしハ志のりしハ志のりし
左兵衛佐義興ホの人ハ足利殿と武蔵野ハ戦ハ時將
軍の先陣平一揆小子の袋四幅袴等志のりしハ志のりしハ志のりし

盛衰記の葉宮天
納言時長煥作
也シカレバ古堂上
ニモ十二単ト云名
目アリシ也也田
舎詞ニアラフ

○唯心院装束扱ニ
モ十二単アリ
○増鏡正應三年
む月の一日中略宮
ハ中こき紅梅の
十二のゆきとて
衣のゆきとて

衣を着る時下の袖の少々出る程は腰より上まで衣をいゆきを
おろして短くもろく五ッ衣の身共は同一色同一文也といふは
別の色こ五ッ衣地の練貫也かきぬはまりの形のごとく組ゆき
みどりのおはもくうううハ短き物之等のごとく

一十二単と云名目も古よりありしより源平盛衰記卷四女院言ハシの後れ
なるといふは焼石と所視の装束を衣衣の所袂も肩へ入法身をまき
してつゞきと海へ入るもあの中略 弥生の末の多なれは後まの十二
単の衣をめきれうう云々女房の装束ハ武家の故実ハあがれ共
旧記よき名目出する百のやりの物といふを志せんはあ
繪巻を志すも志せんは公家の故実志す尋ぬ也



雜記五

四十一

色ハあり子よく縦よるむ
 地ハ精好あり
 ちの浦のひは右の方とむむ

雑記五

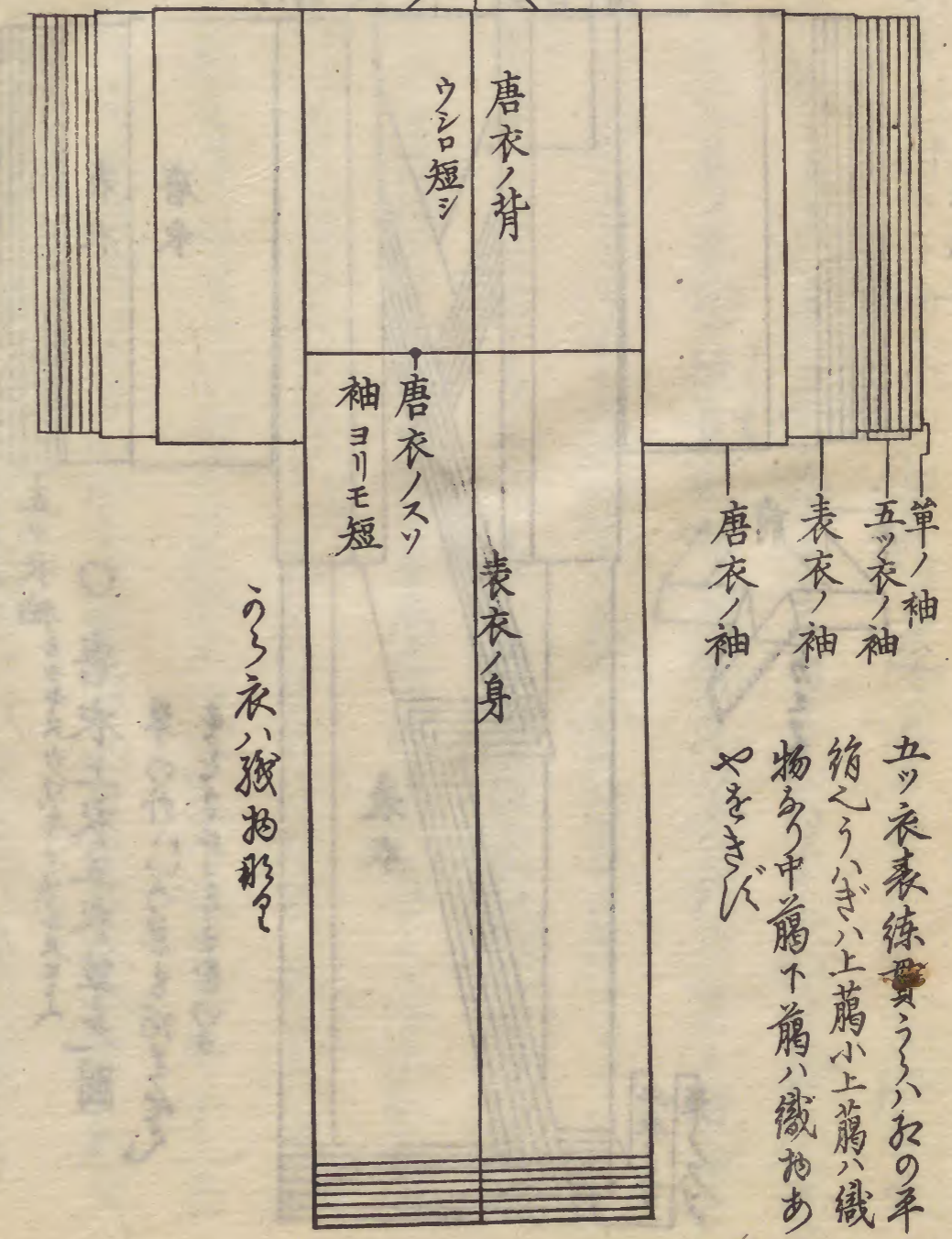
四十一



○袴之圖

板引可しん張るをより袴と云
 赤く履きうふしんを赤袴と云

○後

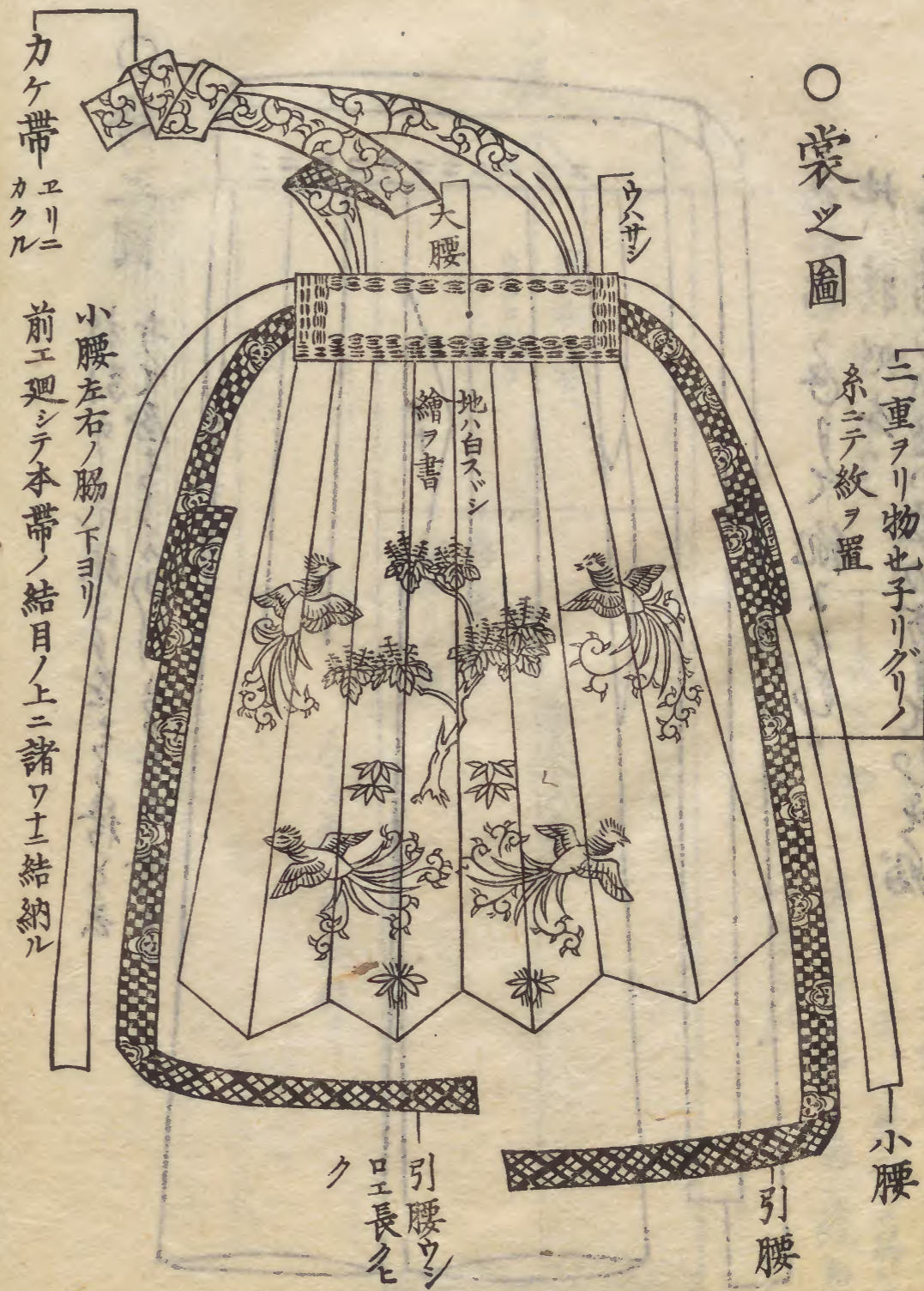


この衣ハ襦袢形

カツ衣表練費うらゐの平
 箱ころゝぎハ上薦小上薦ハ織
 物多中薦下薦ハ織物あ
 やきさび

○裳之圖

二重アリ物也子リグリノ
糸ニテ紋ヲ置



カケ帯
エリニ
カクル

小腰左右ノ脇ノ下ヨリ
前エ廻シテ本帯ノ結目ノ上ニ諸ワエ結納ル

引腰
ワシ
長ク

小腰

引腰

一 束帯ソクタイとハ冠イシノカサをかぶりヒトシタカサチアノメ單下襲ヒトシタカサチアノメ袖カサチアノメを穿キ袷カサチアノメをキ上カサチアノメ袍カサチアノメをキ裾カサチアノメ

を付赤大口ウエハカマの上カサチアノメ表袴カサチアノメをキ石イシの帯オビとキ装束カサチアノメをキたカサチアノメ免カサチアノメ
襪シタウツをキ靴カウのカウ沓クツ又シハシ淺沓シサツをキ笏シヤクをキ持シをキ武ブ官クワンハシ平ヘイ緒フダ

是コノ太刀タチをキ是コノホノ装束カサチアノメハシ装束カサチアノメ圖カサチアノメ式カサチアノメと
以カサチアノメ書カサチアノメハシ繪カサチアノメありカサチアノメ公家カサチアノメのカサチアノメ装束カサチアノメ

一 衣冠イノカサと云カサチアノメも大袴オホカサ束帯ソクタイの如カサチアノメ但カサチアノメ衣冠イノカサの時カサチアノメ縫腋ヌイの袍カサチアノメと云カサチアノメ

兩脇フタウデを縫ヌイめカサチアノメるカサチアノメ袍カサチアノメをキ必用カサチアノメぬカサチアノメ表袴カサチアノメをキ不用カサチアノメしカサチアノメてカサチアノメ指ササ貫カサチアノメをキ
用カサチアノメひカサチアノメ石イシ帯オビをキ不用カサチアノメしカサチアノメてカサチアノメ腰カサチアノメ帯オビをキ用カサチアノメ捨スツ扇カサチアノメをキ持シ也カサチアノメ

一 束帯ソクタイ衣冠イノカサ垂ナリ等カサチアノメハシ公家カサチアノメのカサチアノメ装束カサチアノメ也カサチアノメ武家カサチアノメのカサチアノメ故実カサチアノメハシ非カサチアノメずカサチアノメ
公家カサチアノメ高倉タカクラ殿ノ山科ヤマナカ殿ノの家カサチアノメハシ故実カサチアノメありカサチアノメ公家カサチアノメ装束カサチアノメのカサチアノメ繪カサチアノメ邊カサチアノメハシ
装束カサチアノメ圖カサチアノメ式カサチアノメと云カサチアノメ書カサチアノメハシ何カサチアノメリカサチアノメ見カサチアノメるカサチアノメ一カサチアノメハシ出カサチアノメ板カサチアノメ行カサチアノメ
仍カサチアノメ畧カサチアノメ之カサチアノメ

雜記五

甲三

一 上古より東帯あざむくものやまき付る麻の太くさびを
用ふるありしに衣装束の形やうらまありし

後多羽院の比より衣文と云ふ物ありて装束の形は成る

と也言念山科を装束の家と云ふもまよりいふありて

天神の由影像あざをまきよ今の装束のごとくこまきかど立

振よかくあやまりて天神は世の延喜年中の比は装束の
形をわくのあり

一 褂と云は装束の巾よりあたる衣のなり又大褂と云は褂乃
あきみけを大に縫る物に是は着る物にありて人は強き
物に今武家の
時服の如しそれをねんて少く縫て常の褂よりいふ

又小褂と云物あり是は女の着る物に裳唐衣あざをまきする時ハ
小褂をこかけよき

衣と云は装束の巾よりあたる物に越禊の仕立小袖の如し袖をハ廣
袖に縫る物にあ服をハ袖下より縫縫ひかきよき

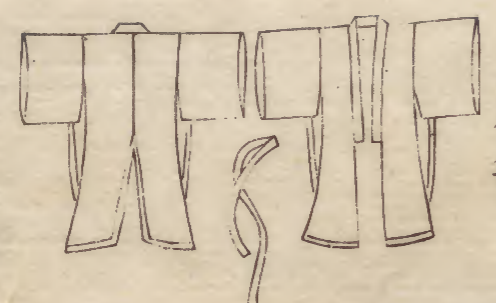
あきけり胡曹抄あり 衣の下よりきぬのつゆの出るうら
長くもまきつゆを出せよと云ふ

出衣と云は衣あざをまきする時衣きぬの
たねの先衣のまきを出せ

着用の越禊先指貫をまきつて腰をゆひまきよ衣キヌをまき

まきよ上は衣をまきよ出衣せよアハハ衣を指貫の中へま

こむくは秘するに云出衣のりセツクセシシヒセウ
トウクハマイヨウ世俗浅深秘抄秘葉葉木



出衣ト云ハウシ
口宵ノ通リヲ腰
ヨリトヲワリテ
ヌヒツツケズ西
ノ脇ノ下モワリ
テヌヒツツケズ
スソノ方五六寸
ニ至テヌヒ合ス
ル左ノ如シ

此圖彩野問答ヲ
以テ光大補入之

見より出衣ある事一脱をわひをいづる時のもく
衣の表と裏の色のとり合せよりて名ありとの名あり
梅葉葉葉を初め装束抄どもよきえり

一 袖と云ハ衣と同く袴也但袖ハ衣よりさけ短き之袖と名付たハ
草とハ装束のる小恙をいふ故アイコメの訓クシアコメと云ハ

一 腰継コシツギ或腰次ヒ書義教云治元服記シロアヲ白襖袴袴衣紅袴下袴モノハク明黄
法袖は帷御腰継タテ白法指貫ト見エ物具装束抄云腰

継内シヤラケリ上括之時用之云ハ衣服弁覧云下括ゲケハリ指貫ノスツヲ足クビ
ト云ナリ之時ハ下袴ヲ着ス上括指貫ノスツヲヒザノ下ニテク、ルヲジマウケ、リト云 之時ハ腰

次ツギヲ用ユ腰次といハ生ノ平絹チラヌ羽或ハ布也短キ
ニ重ナリ

白大口ノ如き袴也云ハ腰次トハ下袴より短き也ハ袴の名
をいわて腰次ト云ハ装束要領抄云下袴本儀後アヤあり

下括の時指貫の下ヲ用ユ又腰次トハ布の袴也上括の時
用ユ是もヒトエキヌ草衣等ヒトエキヌをいふ也。時のもく云ハ是下袴と

腰継ハ二品あり一品は元アヤ誤也
一 下袴シタハカマ装束要領抄云下袴本儀後也十五歳コキイロ以前の人濃色コキイロキ

紅ノ事シテ今シフジカ子アメナリ 十六歳後紅長年の後白色也文定よりカ略儀
よて近代平絹羽二重ノ下括の時指貫の下ヲ用之云ハ又衣服弁覧

云下括の時ハ下袴ヲ着ス云ハ下袴ノ形束帯ハ表袴の下カヨ
着る赤大口の如く但もち入らざらんまら入る袴穴あり両股の

サイをばまみそ
よみじまをハ
ヨびりてすむ
名目のおん

不動ヶサ聖護院
汎ニハ糸ノフサ
ヲ付ル出羽ノ羽
黒汎ニハ金ノリ
ニボウヲ付ル三
宝院汎ニハ輪ゲ
サヲ用也
夫木抄ニ衣着
大臣カサノ
こけつをつま
山ヅノのすい
け衣着よぬれ
宇治拾遺卷一
六条このの外
小まきまき
めの衣のみ
きよ不動家
け木様子の念珠
の大あるうさ
はらはし入
てこころ云

間よりすも近堅はあつてさびで重なりあり格が腰紐ハ
右の服と結ぶ丸紐つゞきあり下袴より腰紐ハ短くは元
別とて短く結ぶ丸紐は下袴と腰紐ニおを指貫の巾は若
用しあふ趣えり少く不審之や傳寫のあやまりとて
二お並て記しや終追て可考

一 退紅の多官位部記しあり也

一 装束のまは瑞袖と云ハ袖二幅の内袖口の方の一幅を云こ又
此なりとハ大頸のまこ又頸とハ領のまこ

一 纏着と云ハ装束のたけをまんのたけとひとくきつを云こ
宸翰装束抄ハ纏着と何り

一 山伏のまぎりけと云おハ装束のまふいあづり衣の名く聖護
院敷の筆入の時よめさるまぎりけのはこらむと云おハうき
色は深まる麻の衣と云装束のあさると云様も旅の衣ハ
まぎりけのまあり義經紀身七のまら山まは装束のま
毎まは腰をいだきあきぬははきんをぬくと云まひら
むさう女人のむらがるまをすてまぎりけをうぬま
まらと何り是まぎりけははきんのまらまき装束也装束ハ
不動装束といふものありと云まらハ腰巾といふもの
ははきんのまらまらと云義經紀身七判及お國屋のま
は判官敷ハまらまら人おハまらハあつの付る白ま

太平記卷三 大塔
官能理為ノ事
云官を踏めま
内供の志ともは
材の志ともは
け既中眉まば
責云一

小袖ニツマヤズ付るぢあろのくびくはくぞ大口わつちを
いづらゝあゝるぬきの衣つゝるときん目のまもるどひひん
とあり又糸あひ大せんぢあろんをそれが袖ぢあろあゝる
よめちんのほぎまごんばそりそ袴のくろりあゝるふゆひて
新まやろの長とまをどさげろりあゝる古のときんが今
の世は山伏どののろおとハ形遠ろり職人を袂合の松お佐光
信う画
にえへる。山伏のときんぬ

古画はえへるトキンち
皆め時トキンハヅキン也
後代はハちのさくし額
は置あり



職人
の繪

一 又相州遊行寺の付物一遍上人法傳記の條も玉佐の條也その

袴の内然野權現の由形を山伏姿よあつきたるもときんは
形右のぬくあへ耳のお西の類の海りよトキン以中よりわりえ廣く
平き紐ヒモのぬくあゝる相ありその長サナガ足平とどろく程也是ハ長
トキン以中と云お也と信傳りける由山岡俊明傳り侍り義傳記よ
判友山國為の條毎是山伏姿よ成りるを書くるも新まや
の長とまをどさげろりけるトルトハ紐を云といえり然野まて
長とまをど用りるある一何れも今の世のときんとは遠ろり
腰當と云ハキモノ忌服のぬくあゝる手毛皮シキカワのぬく作ら結を
付てろり腰よあゝる結を結て是をヒツシキ引髪と云え引髪のかち

今時禮ノ上ニ大
小カヲサスニ草
ニテ腰アテト云
物ヲ作リテ用ル
也是ハ古ハ是之
相ニテ近世ノ形

宮躰キウタイとも書也三光院内府記云法躰装束等之事参内ニハ

宮躰キウタイ 下ハ指貫上ハ如 鈍色表袴ヒイロノウシノカマ 香ノ重子衣コロモ 香ノ袈裟ケサ 檜扇ヒ

或持念珠チシヅマ 大納言ヨリ参議迄ノ法躰ノ人ハ着用之内ニハ

素絹ノ二重袴ヲ着ス云々 装束拾要抄ニモ西三条家ノ故ヲ引テ右ノ趣ヲ記タリ西三条家ノ故ト云ハ即三光院内

府記ノ 亦也 表袋も宮躰も非也表代ノ字本也

一 表代ハ法皇御着キ外法門迄方着用あり通可法皇内ノ耐

のころめノより由ツケ 藝ケノ衣服ハあり以表代トハ表代ノ代カカ

意ありト 表ハ毛はきし縫する意あり

一 表代一名素絹ツケンノ衣とも云但素絹ハサウガウハア一ハ表ノ襟也

貞丈按素絹ト云ハ織文ありき絹ト縫スを云々文あり

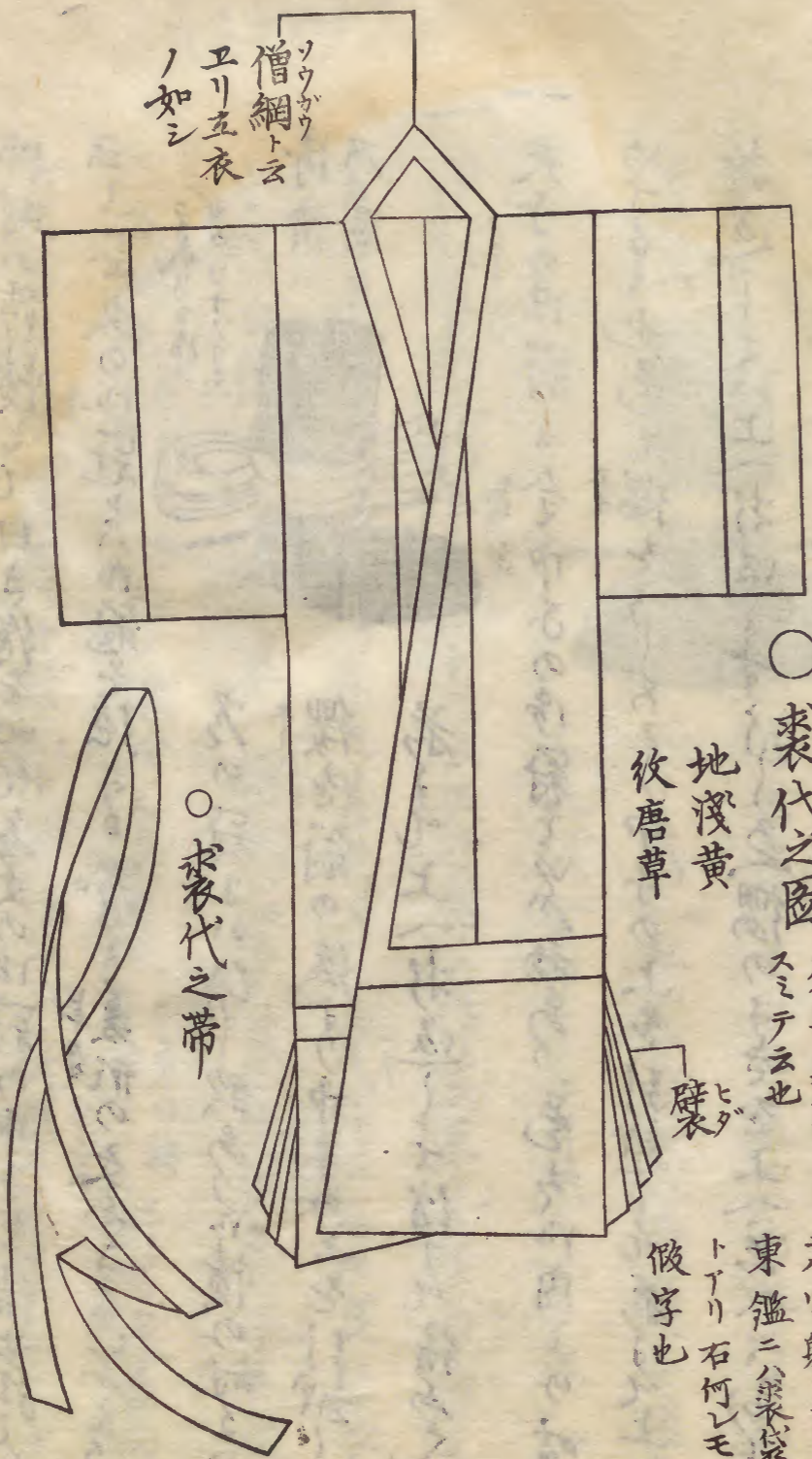
故素絹ノ表代ト云

○ 表代之圖 キウタイ タノ字ニヨラズ スミテ云也

地淺黄
紋唐草

襷ヒダ

三光院殿ノ記
ニハ宮躰トアリ
東鑑ニハ袈裟
トアリ右何レモ
假字也



ソウガウ
僧綱ト云
エリ衣
ノ如シ

○ 表代之帶

一 天子の^{カサ}法冠^{コサク}は法憤の冠と云物あり装束拾要抄ニ云^{ツジ}法神事の

比阿ハ法憤と云白き絹を以て^{コシ}法文の法冠の中子を結せ給ふ

云し^{ヒシカタ}法文の法冠ハ法冠を張る^{ヒシカタ}羅ハ菱形の文あきをのりあり

^{ツカサ}ツカサ^{カタワナノコ}ツカサ

乃の冠ハひびく形あり^{コシ}法憤の時ハ

櫻を冠の後より^{コシ}中子の上を引越し

前より上へお返しして^{コシ}絹を結ふ



一 天子の^{キシユシ}法冠ハ金中子の^{コシ}法冠と云物あり是ハ法内ノの時

ゆきも也是も^エ櫻をうしりあり^{コシ}中子の上を引越して前より上へ

折返し又ハ上へお返しする^{コシ}櫻のまきを上へまきも

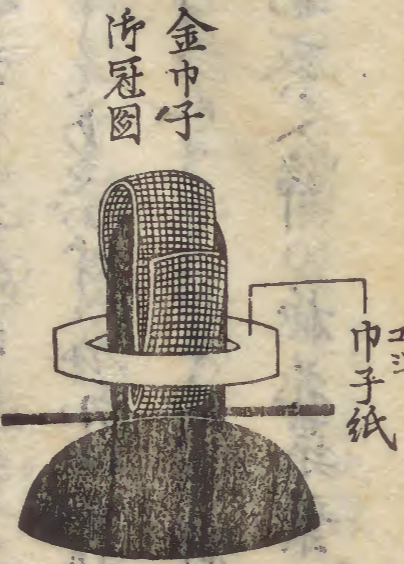
相檀紙を合せし^{コシ}面も合^{コシ}泊^{コシ}ただ^{コシ}中を切^{コシ}き^{コシ}中子を

入て^{コシ}櫻を^{コシ}中子^{コシ}を^{コシ}まき^{コシ}置也^{コシ}山科^{コシ}家と

高倉家^{コシ}の^{コシ}遠^{コシ}の^{コシ}あ^{コシ}れ^{コシ}と^{コシ}太^{コシ}の

同^{コシ}一^{コシ}扱^{コシ}之^{コシ}私^{コシ}云^{コシ}近代^{コシ}ハ^{コシ}法憤^{コシ}を用^{コシ}ひ

られ^{コシ}比^{コシ}金^{コシ}中^{コシ}子^{コシ}を^{コシ}用^{コシ}ひ^{コシ}ら^{コシ}る^{コシ}歟



一 ^{ヒキナフシ}法引直衣又^{サダナラシ}法下直衣と云天子常の^{シタテ}法装束也^{シタテ}其裁縫也

常の直衣の^{ヒキ}め^{ヒキ}は^{ヒキ}後^{ヒキ}の^{ヒキ}ま^{ヒキ}を^{ヒキ}甚^{ヒキ}長^{ヒキ}く^{ヒキ}し^{ヒキ}也^{ヒキ}曳^{ヒキ}給^{ヒキ}ふ^{ヒキ}加^{ヒキ}以^{ヒキ}曳^{ヒキ}直衣と

云冬ハ^{ハナカ}白^{ハナカ}綾^{ハナカ}文^{ハナカ}ハ^{ハナカ}小^{ハナカ}葵^{ハナカ}裏^{ハナカ}ハ^{ハナカ}縹^{ハナカ}或^{ハナカ}ハ^{ハナカ}紫^{ハナカ}也^{ハナカ}其^{ハナカ}ハ^{ハナカ}生^{ハナカ}綾^{ハナカ}色^{ハナカ}ハ^{ハナカ}二^{ハナカ}藍^{ハナカ}文^{ハナカ}ハ

三^{ヒダスキ}重^{ヒダスキ}袴^{ヒダスキ}也^{ヒダスキ}装束^{ヒダスキ}法抄^{ヒダスキ}紅^{ヒダスキ}ノ^{ヒダスキ}張^{ヒダスキ}袴^{ヒダスキ}を^{ヒダスキ}め^{ヒダスキ}す^{ヒダスキ}也^{ヒダスキ}女房^{ヒダスキ}の^{ヒダスキ}袴^{ヒダスキ}野^{ヒダスキ}宮^{ヒダスキ}定^{ヒダスキ}基^{ヒダスキ}根^{ヒダスキ}云

法引直衣^{ヒキナフシ}装束^{ヒキナフシ}の^{ヒキナフシ}法^{ヒキナフシ}服^{ヒキナフシ}ハ^{ヒキナフシ}禁^{ヒキナフシ}秘^{ヒキナフシ}法^{ヒキナフシ}抄^{ヒキナフシ}曰^{ヒキナフシ}冬^{ヒキナフシ}小^{ヒキナフシ}葵^{ヒキナフシ}縹^{ヒキナフシ}の^{ヒキナフシ}裏^{ヒキナフシ}夏^{ヒキナフシ}草^{ヒキナフシ}之^{ヒキナフシ}文^{ヒキナフシ}如

臣下^{ヒキナフシ}法^{ヒキナフシ}ス^{ヒキナフシ}其^{ヒキナフシ}長^{ヒキナフシ}く^{ヒキナフシ}て^{ヒキナフシ}被^{ヒキナフシ}曳^{ヒキナフシ}ゆ^{ヒキナフシ}き^{ヒキナフシ}り^{ヒキナフシ}法^{ヒキナフシ}引^{ヒキナフシ}直^{ヒキナフシ}衣^{ヒキナフシ}下^{ヒキナフシ}袴^{ヒキナフシ}又^{ヒキナフシ}○

法引直衣^{ヒキナフシ}紅^{ヒキナフシ}ノ^{ヒキナフシ}張^{ヒキナフシ}袴^{ヒキナフシ}ヲ^{ヒキナフシ}召^{ヒキナフシ}女^{ヒキナフシ}房^{ヒキナフシ}ノ^{ヒキナフシ}張^{ヒキナフシ}袴^{ヒキナフシ}ニ^{ヒキナフシ}因^{ヒキナフシ}シ^{ヒキナフシ}長^{ヒキナフシ}袴^{ヒキナフシ}之^{ヒキナフシ}太平^{ヒキナフシ}記^{ヒキナフシ}ニ^{ヒキナフシ}紅^{ヒキナフシ}ノ^{ヒキナフシ}法^{ヒキナフシ}引^{ヒキナフシ}直^{ヒキナフシ}衣^{ヒキナフシ}ト^{ヒキナフシ}兵^{ヒキナフシ}士^{ヒキナフシ}ニ^{ヒキナフシ}袴^{ヒキナフシ}ヲ^{ヒキナフシ}切^{ヒキナフシ}テ^{ヒキナフシ}アル^{ヒキナフシ}也^{ヒキナフシ}玉^{ヒキナフシ}ハ^{ヒキナフシ}リ^{ヒキナフシ}シ^{ヒキナフシ}ト^{ヒキナフシ}アル^{ヒキナフシ}也^{ヒキナフシ}法^{ヒキナフシ}引^{ヒキナフシ}直^{ヒキナフシ}衣^{ヒキナフシ}也^{ヒキナフシ}

山科堯言引御衣五上常若御基三重祿^{文名}後條二藍冬

白^{文名}小葵後白粉張常ノ御衣ノナドヨリハ長クシタ物之裏ハ夕

或ハ紫也○高倉永福云御衣冬白後法文小葵夏二藍

三重祿或法サゲ<sup>右ノ三所ノ説ハ新井後守源君
美在京之間三家一問七夕三泉</sup>

古答ヲ記シ玉ハリシ
書ニ見ヘタリ

小口^{コクチ}の御袴の事西宮記云小口袴冬時主上着之深紅入綿

或オ○大槻秘抄云ハサリあるハサリハ小口の御袴と申物を

しくあるハサリハ小口の御袴ハ小葵の後の紅の御袴括りを

さしぬと申すハ侍中群要云小口御袴如指貫者紅深後

也或ハ綿○梅花葉葉云小口御袴紅梅頗濃色指括如

指貫冬ハ練夏ハ生^{コシ}
貞丈按紅梅濃色ハ紅ヲ云也
昔紅梅ト云ハ紅梅ノ花ノ色也

紅梅ト云色二品あり上代ハ紅梅ト云ハ梅色ノ濃きを云良紅

梅花の色也後代ハ紅梅と云ハ赤ハ紫交ミテ赤黒ク見ゆ

るを云ハ織^{タテ}ハハ後系紫緯糸^{ヌキ}ハ織^{タテ}ハハ原氏御袴

あざハ何ハハ御袴の花の色と心得

後の文ハ小葵と云文あり葵ハ大小あり大小ハ花も葉も同ク

て五月ハ花咲ク罌粟^{ケシ}の花ハ似たり^{葵も葉あり大あり花}

ハ徑二寸ほどあり小き花ハ徑七八分ほどあり是ハ小葵あり信

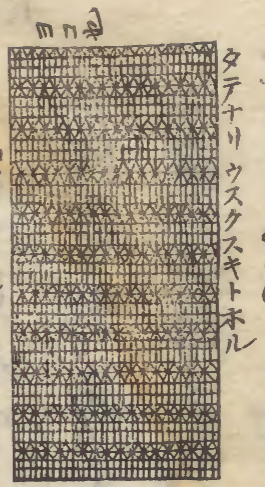
濃あひと云大サ後布とある也^也此の花あり

一 装束の書ハ穀^{コメ}と云物あり是ハこのありと云物ハ羅^ロ又ハ紗^{シヤ}

物具抄ニ紅梅タ
テ紅ヌキ白トア
リ是ハ紅梅花
色ヲ以テ織也

大葵ノ莖高サ五
六尺モアリ小葵ノ
莖ノ高サ一尺六
七寸ハカリアリ

のこぼひましく目のすきこもすき後柄は生糸織也



此織る物糸目^{キイト}のけりもみ糸の
形の如くある故にあつと云也穀^{コメ}め^{これ}の

字^{コメ}穀^{この}これハ五^{この}の
也^{この}穀^{この}字^{この}偏^{この}の書^{この}糸^{この}ト糸^{この}トの遠^{この}形^{この}



めけりもあつ亀甲の如し

一固^{カタ}文^{モン}浮^{ウケ}文^{モン}と云る文とハもんごうの文と後^{アト}の文を糸をさづけ
てかく後^{アト}をを固^{カタ}文^{モン}と云糸をうごめ織^{オリ}るをうけ文と云

也^{ウケ}うけ後^{アト}も云也

一浮^フ線^{セン}後^{アト}と云ハ後^{アト}の名也線^{イト}ヲ浮^{ウケ}ル後^{アト}とよとて織^{オリ}紋^{モン}の線^{イト}を

うごめ織^{オリ}る後^{アト}也即^{ウケ}浮^{ウケ}織^{オリ}の後^{アト}の惣^{イト}名也



此紋を浮^フ線^{セン}後^{アト}の丸^{アト}と云ハのり後^{アト}は後^{アト}を
織^{オリ}る故^{ウケ}に紋^{モン}をさしめせんやうの丸^{アト}と云るハ
たる也古^イハは紋^{モン}のうごめ限^{イト}らず外^{ウケ}の紋^{モン}を後^{アト}
一也古今著聞集ハ永正五年四月廿二日の繪合

の糸はあざしこのあせんやうは外^{ウケ}の花をぬひうけりありは
あざしこをうけ織^{オリ}るは後^{アト}の糸を云也又伏見院宸翰装束柄

は上^ウ袴^{ハカマ}壯^{シラ}年^{シラ}人^{シラ}浮^フ線^{セン}後^{アト}ト称^{シラ}シテ白^{シラ}浮^フ織^{オリ}物^{モン}文^{モン}ハ小^コ石^{イシ}豆^{マメ}ト云

其中^{ナカ}ニ有^{アル}窠^{クハ}文^{モン}と云ハ一^{ヒト}をり

一二重^{フタヘ}織^{オリ}物^{モン}又^{マタ}ニ倍^{フタヘ}織^{オリ}と云ハ織^{オリ}柄^{モン}の上^ウニ後^{アト}柄^{モン}を志^{シラ}るを云也極^{キョク}糸

葉^ハ親^{オヤ}王^{オウ}山^{サン}装^{サウ}
束^{スベ}の葉^ハ云^{クモ}指^{サシ}貫^{スス}濃^{ノウ}紫^シ二^ニ倍^{フタヘ}織^{オリ}柄^{モン}地^チ文^{モン}亀^{カメ}甲^カ上^ウ文^{モン}白^{シラ}浮^フ線^{セン}

二重織物の寸後
の文をバ地文ト
云織文をハ上文
と云々等ハ後
の文をハた文
と云々云

衣名
虫襖 表青黒
比金襖 表青黄
是モ葉葉ニ見エ
タリ右ノ襖モ青
ナリ

リヤウモン
綾文云々是ハ濃紫色の綾ハ亀甲を織りたる云々
上ハ白糸にて浮線綾の丸を織ひたる也
法書常用抄云公方
様軍陳のハ等袋才織おきりの丸を三ハ付れ是丸ハ白地ハ
赤、さうハ白、紫ハむらさき、めえき云々
重織物トハ二重織物の事
あるハ一相の丸を織おの事
白襖と云色の事
胡曹抄ハ白襖水色と何ハ外モ襖乃
字付たる色ハ皆青とある色と心付
襖ハ青の字の代ハ用ひ
る也元来襖ハ装束の名也
記す色の名ハ非也
然れども文字
の吟味もあ
青の字の代ハ襖の字を
書くる也

縮線綾と云ハ古装束ハ用ひ
綾ハ縮線綾と云ハ名あり又

志ハ羅地と云志ハ
らをよせて織りたる也
志ハ羅地と云志ハ
らをよせて織りたる也
志ハ羅地と云志ハ
らをよせて織りたる也

綾と云ハ
装束の事
志ハ羅地の綾と云ハあり

一 縹線綾と云ハ縹
線ハ縹糸にて織りたる綾也
縹の字の心ハ

縹ハ縹糸にて織りたる綾也
縹の字の心ハ

一 魚陵の事
魚陵ハ魚の背の事
魚陵ハ魚の背の事

魚陵の事
魚陵ハ魚の背の事
魚陵ハ魚の背の事

光大曰或説云
眞後といふ今の世
ありて此と云ふ
也其のけいご
の子の轉りて
云々云々眞後
と云ふは此
記之

枕草子云々
ありて此と云ふ
ぬのあきなる
つれもきく
げりの中は
つれもきく
まきあけ
云々云々
てよれ

練色をきき
云ハ枕草子春曙
抄北村季吟の
也出云を記さ
説也用べし

此之練色といひて此は眞後とみ我んれハ眞後ハ強拍の名あり

下盛衰記のわりの眞後のひくれあり又同云は舊撰の生絹

魚後の並糸あり舊撰ハ舊考之是也を合を考ふる色のりハ

阿比段段文のりと思ふ也 壺井義初ノ説ハ魚後ハ御料也天子若成の御料といふるあり

作りて用たり或説ハ眞後ハ眞浪也浪ハ眞の形を織る

おちりて用たり或説ハ眞後ハ眞浪也浪ハ眞の形を織る

練色のり明月記ニ云文暦二年二月九日春日祭中畧行先白織練色

東鑑卷四于時改以若治装束練色著素服給外古記

其名出るれは法のは装束抄は其名を出さば其後も

貞丈按云々 饒抄下襲黄柳の条云仁安二二臨時客

或秘記曰尊者左大臣徑宗黄柳下重面薄黄ハ練色裏濃黄

赤色云ハ此文は據て考ふる練色は白くしてハ黄ウスキバミ

色也 畧説ハ絹を練りて白きまの糸とをひ或ハ

練子リノスモ為相といは練ハ生緯ハ練織子リヤハ穀コメのごとくわたりて織る

と西三条装束抄に見る 穀ハこめあり

むろをん色のり牡丹色也ボタン薄少納言枕草子よりいふのまは

禁中中記名云ハこれよりむろをん色はめきおのりき事一あぢ

あり北村季吟の抄よりたんハ牡丹ことあり枕草子葉純

衣の色異説の内四月の衣の款はげんおめて白く

お柳かきねあり云ハ禁中日記ハ四月ハげんたん

物の心福の練貫練貫すゝぬぬひおあどしそうろ赤くし
わしゆ何の白き練貫練貫おあどしをけるを云右あをを以て
考りようすお色を四月ハわらうん云也

一 蒲萄エビ條のり日本紀天武天皇十四年秋七月乙巳朔庚午

初定明衣巳丁進位己土之朝服色中畧 追位深蒲萄進位同上

浅蒲萄ウエビ。衣服令曰九服色者白黄丹中畧 蒲萄エビ義解云蒲

萄若紫色之最浅者也貞丈云是。延喜縫殿式云蒲萄ハ

綾一疋紫草三斤酢一合灰四斗新四十斤帛一疋紫草

一斤酢一合灰二斤新廿斤。按紫色ハ今世京紫と云色

也蒲萄ハ今世江戸紫ト云色也草花ノ色ニタトヘテ云ハ花

和名抄
蒲萄
衣比加豆
良乃疑

草蒲アマメ花ハ紫也杜若カキツタ花ハ蒲萄色エビあり京紫ハ赤氣のあり
江戸紫ハ青氣のあり

蒲萄のりを今がたうと云えめだうの實をけ紫色あり紫

色をえびと云え濃紫ハ色コムラサキ也一ハ位の人ハ袍ハサの色也

是ハ禁色キンジキと云二位以下の人ハ多々禁制ニ二位三位の人ハ浅紫

の袍を忌め付浅紫と云ハ是れ今がたう紫と云云中紫

のり也右の浅紫よりものり着き紫をえび濃と云ハ山家首

首水邊杜若と云題を原仲西のよめるたれ守む山下の

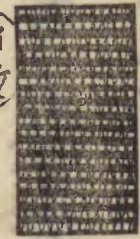
のやまのむむえびと云の多々候なり

一 麴塵キチと云色ハ崩黄の黄モハキがらある色修小キチン
云ト云

一 海松ミルイロ色ハ緑トナリなる黒トクサあるを云木賊トクサ色修小ア井三九千ヤ
ト云フ色ナリ

一 朽葉クニバと云ハ黄色のうきと云也 倍ニキカラ 朽葉と云ハあり

黄朽葉と云ハ赤と云朽葉と云

一 羅ロの織目  緯ヨコぬと一文字経タテをきひし

一 装束抄イセは平絹ヘイケンと云ハ今世倍ハブタニ羽二重ハニヘといふ物也これ装束の裏

は用多し又五位イハ以下の裾表袴キヨウノハカマ亦も用多し

一 冬の装束ハ練糸ネリイを織オリてあつめききと云る也 キリト夏の装束ハ生糸

練ネリガリト云る也 ウナシ袍表衣ホウノカミ以下皆同

一 管形ハコガタと云装束の文の多き名目抄ニ云管形ハコガタ遊ス定文テイブン條装束ジョウサウソクと云

多シタマフチニ下シタマフチニ襲ウラヒ用ヨウ之 モ遊ス定文テイブン下シタマフチニハ何ニテニテ 台別記久安四年九月廿五日

一 敕使チカシ祿ロク之中ノ中チカシ管形ハコガタ織物オリモノ唐衣カラキヌトアリ又管見記ハコミキニ云喜ヨシ禊スエ

三年四月廿三日八幡行幸三位中将實雄著松重下襲松重重シタマフチニ

文管ハコガタ一松重ハコガタハ松枝マツエヲト見タリ管形ハコガタハ四方シヨウホウある圍イリの内ウチハ草木クサキの

形カタ一管形ハコガタニスル也 畧説セツハ管形ハコガタとして 文格カクも亦モ管ハコガタの

形カタ◇ハコガタ此コノ物モノを付ツケハ古コノの管形ハコガタを知ずして云ふ也 推量シより推察サツする事あり用ヨウあり事あり

一 一斤イチキン深フカと云ハ大一斤オホイチキンを以もつて一匹ヒキの絹キヌを深フカく染む事を云ふあり保元

物語モノガタリハ安藝判官ヤシノリハ一斤深フカ絹キヌハ白シロの袴ハカマと云ふなり

一 片色カタイロの多オホシ世ヨ片カタと云ハ練ネリの筆フデ也色イロハ何ニテ色イロと限カらず

一 殊オトナリの比ヒ鬘マシ目メ比ヒ位イの宜ヨシきを片色カタイロと云也

一 里サト々々もんもんの強ツヨク相アヒのる室町ムロマチ敕チカシ行幸ヨウキョウ記キニ云ふるもんもんの強ツヨク相アヒ一斤

と云る又太平記ヘイヘイキ中ナカ敕チカシ行幸ヨウキョウ記キニ云ふる又モト征夷テイイ大將軍オホシラノリ正マサ二位ニノイ大納言オホノリ言コト據ツケ

治承三年三月三日
日山ヒヤマ撰セン記キ云ふ右衛門ウヱノカミ權ケン佐サ光ミツ長ナガ茶チヤ深フカ一斤イチキン深フカ立タテ烏カ帽子カピトアリ



室町ムロマチ敕チカシ行幸ヨウキョウ記キ
二徳ニトク文ブン下ゲ書ショタリ

女房故実等二
三月一月の
まの帯も
もんまは

表、後フ字六時
カドてん是也

枕草子
さきの編あり
枕草子
永享の筆記云
上崩すすはを
らん強あは
内付ぬらん
一子後云

朝臣義詮頃すきのまののりおのりおのきぬを
出たの表衣也又菴中旧記云四月一日比小袖まののりおの
かろえのりおのりおのたごひもれありまのりおのりおの
幸之綾文と書リウ 普通すく綾文ト云ハ平絹ハ對シ
いさる也 平絹ハ今云 綾文ハ地ありぬ糸の強方高ある
糸ハ 綾ハ 綾文ト云平絹ハ地平すん極上の
絹也 有文を綾ト云母を平絹ト云裳束抄に云らん枕草
子も 綾ハ 表袴ト云るありマらんト云ハらん
抄終るらん綾ト云ハ綾を浮線綾 縹線綾ト云ハ綾
の強方まのりおのり

この大物屋とハ
花園左大臣有仁
也也父ハ補仁親
王也後ニ宗院ハ
孫後白河院ハ
嫡子

- 一 裳束はおと云るありおのお衣ぶの類之也ハ破らんおん光を
出らん也後世ハ板引よても古の代りませおとらん之単
て裳束のりよはる單ハ表をハ
フクサ張其狀ハ板引を用りあり
板引といふらんぬりの板ハ絹ハ糊を付らん付て能らん
引もあせバ光出らん蠟をぬらんぬらん 平絹モ綾モ板
引倍支ともハキとも云ハ板引のり也 板引もりて引ハす
螢 螢ノ字ヲ 又 螢ノ字ヲ 螢ノ字ヲ とも云ハ張る絹を見ん出を
て光を出せを云也

衣文の始のり 裳束ヲ付ル 綾世緒お語卷ハるの巻ハ大将殿ハこの外
は元らんをぞらんを強らんぬのきぬあどの巻らんみだらんあどのりど

こすのふきつめはつそとのなまはれあつたる大く昔はあつたのま
あできぬきもあつたえなほしよこそくぬるまあつたあつた
このはくえさびあはしきつぬあきえゆあつたつてはつたあつた
院ははきつてくあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
れははくえさびあはしきつぬあつたあつたあつたあつたあつた
正統記は多相院は容れぬたぐましくければきつたあつたあつた
くつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
出まき花園の有仁オトギの大臣又あつたあつたあつたあつたあつた
ド風あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
くつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

一 紋モンを丸の内は画する永正年中立雪宮に画し諸家紋は紋の
外は丸を画するあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
人の好むあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
紋はあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
相焼付又云公方様は赤力は目貫花のあつたあつたあつたあつた
赤力は目貫丸の内相焼付とえええええええええええええええ
紋もあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
氏の紋十はあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつたあつた

一 撥練カイテリは源氏物語初巻の巻はひりあつたあつたあつたあつたあつた

鑄物舞入下襲付
 半臂ノ条ニ云同可
 用公物仁安ニ三
 臨時祭殿勤仕
 舞人給也或世年
 結構之人私調之
 著用非無先例同
 首書曰仁平元十
 一廿五或記曰臨
 時祭舞人隆長半
 臂當色下重

此文公物ト云ヒ又當色ト對シテ私ニ信之ト云ヘリ
 庶惡之故也

然レハ當色ト云ハ即公物也此又素ヲ以テ案スルニ其後ニ付テ公
 ヲリ配リ當テ賜リテ甚スル服ヲカ惣テ當色ト云十九ベシ
 部日記榮花物語等ニ上东门院御座るヲ書ル奉ニ宮ノ下
 部ニドリノキ又ノ上ニ白キタウシキ着て御湯冬元ト云ヘ
 ルモ公ヨリ賜リタル白キ袍ヲ緑ノ袍ノ上ニ覆ヒ着タラズ
 也御座屋ニ白キヲ用ル故公ヨリ白袍ヲ調シ賜リタル
 也サレハ白キ當色ト云ヘル也如ク二品アリハツラハ非ズ
 武宗ニテ召連ル白張着タル中間ヲ當色ト
 云モ主人ヨリ白張ヲ假レ五元故當色ト云ナリ
 一 淨衣ト云ハ白キ狩衣之裁縫替るものナリ 布本也或ハ生絹之是

一 在着る衣單^{キヌヒトエ}巾着^{フクロ}ヲ持衣^{キヌヒトエ}の如ク
 コハク張ルナリ衣單^{キヌヒトエ}
 ナド重ルコトハナシ
 白張トハ別ニ白張モ白
 布ノ狩衣ナレハ是ハナリ

一 褐衣^{カチエ}トハ隨身^{ボディ}の着る服之襖^{ウヅマキ}腋^{アキ}の袍^ホの如ク見^ミあ^あの腋^{アキ}を縫^ヌひ^ひぬ
 さぎ^{さぎ}なるお^お之^之紋^{イザナ}をぬ^ぬひ^ひ付^ける^る蛭^{ヒル}塗^ヌと^と丸^丸く^く獅子^{シシ}孔^{アナ}有^アる^る者^{モノ}あり
 の^の裁^カを^を付^ける^る也^也一^一種^種狩^カ衣^イの^の両^{リョウ}腋^{アキ}を^をぬ^ぬひ^ひぬ^ぬさ^さぎ^ぎなる^るが^がこ^こと^と又^又
 古書^{コキ}の^の褐^{カチエ}冠^{カウ}と^と云^いふ^ふ者^{モノ}あり^{あり}是^はハ^ハ褐^{カチエ}衣^イの^の後^{ノチ}付^ける^る冠^{カウ}を^を云^いふ^ふ

一 小袍^{コハツ}ト云^いふ^ふ宗^{ソウ}雅^ヤ如^ニ記^す仁^ニ治^シ二^ニ年^{ネン}正^{セイ}月^{ゲツ}昔^{ムカシ}今^{イマ}上^{ウヘ}階^カ下^{シモ}御^{ミコト}加^カ冕^{ミカド}之日^{ノヒ}也^也
 次^{ツギ}召^メ内^{ウチ}藏^{サウ}頭^{カウ}顯^{ケン}氏^シ朝^{アサヒ}臣^シ著^シ當^{トク}色^{シキ}
 簪^{サシ}袖^{スエ}云^いふ^ふ台^{ダイ}記^キ久^{キウ}安^{アン}六^{ロク}年^{ネン}正^{セイ}月^{ゲツ}能^ノ冠^{カウ}右^{ミドリ}中^{ナカ}弁^{ヒラカ}光^{ミツ}頼^{タカ}朝^{アサヒ}臣^シ著^シ紫^{ムラサキ}

又云小袍ハ堂上
 元服之日能冠ノ
 人着用スル也

小袍コホ云々小袍と云ハ常の袍ニ遊カクシテ袖一幅ニ端袖カクシテあり

小袍と云あり 袖口ノ一幅ヲ
ハタ袖ト云

一指子サシユと云ハ平絹の指貫也サシユハ指貫の小袴と云あり

今世有文ウモノあるを指貫と云ハ世又あるを指子と云ハ是別を

云々本ハ一ツ也有文とハ紋イシヒあるを云々文とハ是地あるを云

一袍の襦ユ入紐イシヒと云る古ハ袍の襦入紐を付ツ入の如カぬ

多シ江波才内毎細記篇ニ元日ニ内監既来立仰云召式ノ司

兵乃ヲ引リ二者ニ近キ来立注云近代昇自階不可然壇下置少石

踏之昇也仍此日二者近表衣襦放又古今六帖組草枕

結々志々んんひひくくちちささけけざざううままんんハハ下下ののいいままひひもも云々今の

袍ハ領エリのの入紐あり古の袍ハ襦のつつ幅も入入ひもあり襦とハ

ままままある横幅ある入紐とあり入入を入紐とあり

一細長ホウチガの事童子童女女ともも幼き幼村村ハハ恙用恙せせららるる也女官

鎔抄コウセウ云云殿殿上上細長細をを恙恙色色皇太子皇幼童幼の時時恙恙と

白白襦物也源氏水滸抄云云未通女未のの恙恙物物云々指衣ののび

このの指指ははたたくく三三ももささららんん 身一幅袖左右二幅を組組む紐

ををははららるる也延慶四年園大曆云所細長所身長身四尺五寸身長廣

六寸五分大領上四寸三分
下四寸七分所袖引立一尺七寸所袖弘ハすするる

又公賢公日記云細長身一幅袖左右各一幅身の長

四尺四五寸袖の長一尺六七寸の由見ハたり服鎔漫漫格格云

引引ままつつハハ袖袖ノノ長長
廿也

細長の幸方有女房のち小褂の上は着る物にて小褂の
 めもてあゆむびのあき物之童の装束は細長といふハ陸
 王らくんの袍のさきりさ水干の袖は袴は長き紐付る
 云々又源氏水滸抄云若きんば女御登のときをとりかき
 若君とて女房装束抄云用細長の付不用袴袴ホ云々女
 房の着用も細長ちかびあき之幼童の時も男女同用も細長
 ハかびあき也ハ若別あり又保元三年正月廿九日兵範記云
 関白殿才三若君涉元服涉装束細長袍指貫ヲ召云ハ
 男子之時ハ細長もく貫を用いれ女子の時ハ袴袴を
 用いれも男如くも若用差別あり

一 練チリの多チリ新野問答云徳チリ絹木を袴チリとを練チリと稱し不練チリハ生チリ
 まてハ練チリ貫ハ生の糸をたてしと練チリする糸をぬきとて扱チリる
 絹を練貫と稱して十六方以上廿方近ハ此小袖を束帯の下は
 用すハ練貫とちぎを見女子の新ハ袴りと斗略してハ小
 うらきれてんこと小袴りと斗ハ此と存ゆらく今世はあう
 と斗云ハ練貫の地乃存き也

一 武家内なる云れ難くや云々垂垂の下の小袖とを列す
 習ふの不得有る大さびらの時ハ必白小袖云々列は形も多あり
えきあきを月也 布成ハ身故実云武家の式正の時ハ大帷
垂きといふ事也
 の下は白き小袖めハ又云々垂垂の下はめハハハ小袖ハあう

すゞも不苦は外小袖同初ありおゆめく有るおるは禁
 惣よしは又此供故賢云壺壺の下よりいん小袖ハありすゞ
 正外襟小袖も苦はありおゆめくもきりすゞは又裾も出
 異本云大帷の時方白き小袖を着給も同初又表抄の時ハ何
 れの小袖も不苦但ありおあぐ忌するハ不苦と目よ是異
 相あハ着ゆめくは又奉公先傍より云男の甚の晴ハ
 白帷子也若元き別後也又成次身故実云大帷の時
 ゆいんある小袖白小袖よし給も同初と云。伊勢守
 貞國朝臣の像壺壺の月衣子ゆめぎの小袖は花色小袖を
 重き着せられし辨えしうきれハ武家式正大帷をきり
とまを云の時

ハ白小袖常ハ何色とも着用帷子の時方白帷子常ハ何色不
 とも着用也帯も表着と同一色の帯をさる也

一直チキトツ綴と云ハ入道の着る物と是方の僧衣ソウゴコロモ

一 浅沓アサガツハ木を彫りホ作也但是の甲と下ニツ
アサイダツあて合はる漆をえきくぬも也浅沓の形丸のゆい



公家も
 考よけの
 ず沓也

公家のゆい浅沓ハ底を
 下紫と云紫束のきれを
 ちも也武家も何乃
 きれももも平綴を
 を着し

右の浅沓武家も式の大的の時とく也

此具之類を合

一 鼻高ビカウといふ皆ハ皮にて作り鼻を高くお上げん作る也

一 深沓フカグツハ靴といふ沓のるる物具抄ハ靴深沓同夏款云靴の絵圖ハ装束抄圖式にえりり見定

一 袖括フデグサリのる狩衣水干長絹直垂等皆袖括とい袖口を結ん

大針小針交て刺也今世武家の直垂ハ袖括ちりて袖口の前ハ結を付て露と号せ是古風ハあはれいとも

云字ハ用るるハ袖括ありと云と袖括ハ狩衣より起り也狩衣ち

舊指の耐舊今の舊ハの着る服也袖のめきとてハ舊を

はらうサタケ妨サタケある也袖をよこび糸は絞り寄せ袖括の結を

志めて結垂也水干長絹ハ庶人庶人といハ禁中ハなまのの服

まてあれハ膝す手をつひまららくべきある袖括の結を

直垂垂ハ袖括
あるハ古風あり

設る也又ハ家の小直衣コナラシ一名狩衣直垂とも号して狩衣の

此と云襦を付る也元狩衣より出る物あれハ狩衣の

如く袖括もある也半尻ハンシと云装束も狩衣より出れハ又

同く袖括あり

一 昔の夜具ハ直垂ヒタレといふ物あり夜具のものとハ衾フスマといふ四角あり

力の也それを被りて寐ぬ也天子をまへめ皆此ありしこ

袖ふりんのエリソケ以下ハ狩衣の如く領袖エリソケを付る物也

形直垂ヒタレといふ物あり直垂ヒタレは直垂ヒタレといふ名付るを略して

ひたれといふひたれといふ也書ヒレ著る直垂といふ名は

成りありし夜具の直垂のる古風ハありしなり



一 凡装束を忌むるは先袴を着るたの足を先より入て次は
 右の足を先より入て袴をはきよめておきて袴を装束の上を
 着る也先袴を返して次は右の足を通して袴のお腰をひ
 次より右の腰をひて一は此着るる順也逆は忌む事
 也 袴を先より着て上を忌むるは逆あるやうあれども逆は何
 ぞ順と天の地をわけるかどり上よりおへ下をわけるは順
 也袴を先より着ておき次は上を忌むるは上より下をわけるは理
 あり又左より右へおへるは順也右より左へおへるは逆也故に左
 を先より返して右の足を返して逆は忌むるは上より下をわけるは
 入れ右を返して左の足を返して逆は忌むるは上より下をわけるは
 逆を忌むるはおへるは上より下をわけるは逆を忌むるは上より
 下をわけるは逆也吉礼凶礼混雑するは右装束着る大法也

貞文雜記卷之五

